

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
が休息
日とし
る。翌
日の翌
日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 課の再編整備に関する事項

- 1 総務管財課及び広報文書課を総務課及び管財課に改組することとした。
- 2 地方課の名称を市町村振興課に変更することとした。
- 3 企画部に地域振興課を新設することとした。
- 4 全県公園化推進室を全県公園化・景観形成推進室に改組することとした。
- 5 文化国際課を文化振興課に改組することとした。

二 内部組織に関する事項

- 1 秘書課に広報室を新設することとした。
- 2 総務課に国際室を新設することとした。
- 3 市町村振興課に市町村振興室を新設することとした。
- 4 農政課にフラワーパーク建設推進室を新設することとした。
- 5 営繕課の県民会館建設室を廃止することとした。
- 6 課の再編整備に伴い、内部組織を変更することとした。
- 7 その他保健所等の内部組織を変更することとした。

三 附属機関に関する事項

- 1 課の再編整備に伴い、庶務担当機関を変更することとした。
- 2 鳥取県景観形成条例の施行に伴い、鳥取県景観審議会を設けることとした。

四 その他

分掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日等

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県会計規則等について所要の規定の整備を行うことと

した。

◇職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員をもって充てる職のうち老人福祉司の職を削除することとした。(別表関係)

二 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第六条第一項の表総務部の項中

秘書課	秘書第一係・秘書第二係
総務管財課	総務室・管理係・財産係 電気係
広報文書課	広報室・法制係・審査浄 係・私学振興係・行政情

を

・機械係・ 書係・収発 報係	秘書課	秘書第一係・秘書第二係・広報室
	総務課	総務室・法制係・審査浄書係・収発 係・公聴係・私学振興係・国際室
	管財課	管理係・財産係・機械係・電気係

に、

地方課	行政係・企画振興係・選挙係・財政 係・税務係	を	市町村 課
-----	---------------------------	---	----------

振興

市町村振興室・行政係・選挙係・財政係・税務係

に改め、同表企画部の項中

企画課	総務室・政策企画室・企画員
全県公園化 推進室	企画員
文化国際課	文化振興室・国際係・旅券係
交通・土地 対策課	企画員

総務室・企画員
企画員
企画員
管理係・企画係
企画員

を

企画課	地域振興課	全県公園化 ・景観形成 推進室	文化振興課	交通政策課
-----	-------	-----------------------	-------	-------

に改め、同表民生部の社会課の項中

「指導係」の下に「・地域福祉係」を加え、同表衛生環境部の衛生課の項中「・水道係」を削り、同表衛生環境部の健康対策課の項中「衛生統計係・」及び「・特定医療係」を削り、同表衛生環境部の環境保全課の項中「環境整備係」の下に「・水道係」を加え、同表商工労働部の項中

商工指導課	総務室・企画調整係・振興係・団体係・金融係・経営指導係
通商観光課	地域振興係・観光係

を

商工振興課	中小企業課	観光物産課
-------	-------	-------

総務室・企画調整係・振興係
企画係・団体係・金融係
企画係・観光係・物産係

に改め、同表農林水産部の農政課の

項中「振興係」の下に「・フラワーパーク建設推進室」を加え、同表土木部の河川課の項中「管理係」の下に「・計画係」を加え、同表土木部の管轄の項中「・県民会館建設室」を削り、同条第二項中「総務部広報文書課広報室に広報係及び公聴係」を「総務部総務課国際室に国際交流係及び旅券係」に改める。

- 第九条秘書課の項に次の五号を加える。
 - 四 県政に係る広報に関すること。
 - 五 政府の委託による国の広報に関すること。
 - 六 報道機関との連絡等に関すること。
 - 七 市町村等の広報活動の指導連絡に関すること。
 - 八 庁内放送に関すること。
- 第九条総務管財課の項を次のように改める。
- 総務課

- 一 条例及び規則の公布並びに告示、訓令その他の公文書の公表に関すること。
- 二 条例、規則及び訓令の立案に関すること。
- 三 告示、重要又は異例な契約その他法制上重要な文書の審査に関すること。
- 四 県公報の発行に関すること。
- 五 公益法人に係る事務の総括及び所管が明らかでないか又は二部以上にわたる公益法人に関すること。
- 六 官報に掲載する事項の報告に関すること。
- 七 文書の收受、発送、審査、浄書、記録及び保管に関すること。
- 八 公印に関すること。
- 九 文書事務に係る指導監督に関すること。
- 十 県政に係る公聴に関すること。
- 十一 陳情、請願、要望等の処理の総括及び所管が明らかでないか又は二部以上にわたるこれらの処理に関すること。
- 十二 県民室に関すること。
- 十三 情報公開に関すること。
- 十四 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- 十五 宗教学法人に関すること。
- 十六 国際交流の推進に関すること。
- 十七 旅券の発給に関すること。
- 十八 外国人の登録及び特別永住に関すること。
- 十九 海外移住に関すること。
- 二十 東京事務所及び大阪事務所の管理事務の総括に関すること。

- 二十一 公文書館に関すること。
 - 二十二 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
 - 二十三 その他他課の主管に属しないこと。
- 第九条広報文書課の項を次のように改める。
- 管財課
- 一 公有財産の取得管理及び処分に関すること。
 - 二 公の施設に関すること。
 - 三 庁舎の管理及び取締りに関すること。
 - 四 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること。
 - 五 庁用自動車の管理に関すること。
- 第九条地方課の項中「地方課」を「市町村振興課」に改め、第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の前に次の二号を加える。
- 一 市町村振興に係る総合企画及び連絡調整に関すること。
 - 二 過疎地域の振興に関すること。
- 第九条の二企画課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下二号ずつ繰り上げ、同項の次に地域振興課の項として次のように加える。
- 地域振興課
- 一 地域振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
 - 二 地方拠点都市の整備、新産業都市建設の促進、発電用施設周辺地域の整備、豪雪地帯対策及び水資源対策に関すること。
 - 三 地域振興の拠点となる施設の整備に関すること。
 - 四 総合保養地域の整備に関すること。

五 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関すること。

六 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関すること。

七 地価公示及び地価調査に関すること。

八 不動産鑑定業に関すること。

九 土地開発基金に関すること。

第九条の二全県公園化推進室の項中「全県公園化推進室」を「全県公園化・景観形成推進室」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 景観形成の推進に関すること。

第九条の二文化国際課の項を次のように改める。

文化振興課

一 文化行政の企画及び総合調整に関すること。

二 文化行政の推進に関すること。

第九条の二交通・土地対策課の項を次のように改める。

交通政策課

一 交通政策に係る施策の総合企画及び調整に関すること。

二 高速交通体系の整備に係る総合調整に関すること。

三 空港の国際化の推進及び利用の促進に関すること。

四 鉄道の整備の促進に関すること。

五 乗合バスの運行確保対策に関すること。

六 交通安全対策に関すること。

七 交通事故相談所に関すること。

第十条社会課の項中第二十六号を第二十七号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地域福祉の推進に関すること。

第十条の二衛生課の項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 人口動態統計調査及び衛生統計調査に関すること。

第十条の二健康対策課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同条環境保全課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 水道に関すること。

第十一条商工指導課の項中「商工指導課」を「商工振興課」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 貿易の振興及び経済交流に関すること。

第十一条商工振興課の項第四号を次のように改める。

四 エネルギー対策に関すること。

第十一条商工振興課の項中第五号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、以下五号ずつ繰り上げ、同項の次に中小企業課の項として次のように加える。

中小企業課

一 商業施策の企画に関すること。

二 商業の振興に関すること。

三 商業の流通対策に関すること。

四 中小企業の指導及び診断に関すること。

五 中小企業等協同組合及び商工組合に関すること。

六 商工団体に関すること。

七 貸金業に関すること。

八 商工金融に関すること。

第十一条通商観光課の項を次のように改める。

観光物産課

一 観光物産の企画に関すること。

二 観光事業の振興に関すること。

三 観光宣伝に関すること。

四 観光事業団の育成及び指導に関すること。

五 物産の宣伝に関すること。

六 物産観光センターに関すること。

七 伝統産業の振興に関すること。

第十二条農政課の項中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 山村振興に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。

六 フラワーパークの建設の推進に関すること。

第十二条畜産課の項第十一号中「家畜人工授精」の下に「及び受精卵移植」を加える。

第十八条の表中

鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条 二条の規定による県有財産の 議に関する事務
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和二十四年法 私立高等専門学校以外の私立 設置等並びにこれらの学校を これらの学校に関する重要事
鳥取県公文書開示審査 会	鳥取県公文書公開条例（昭和 規定による公文書の開示請求 査審議に関する事務

例（昭和三十八年三月鳥取県条例第六号）第
購入、売払、交換等についての価格の調査審

総務管財課

律第二百七十号）の規定による私立大学及び
学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の
設置する法人の設立等についての審議並びに
項についての知事に対する建議に関する事務
六十二年三月鳥取県条例第二号）第十二条の
に対する決定に係る不服申立てについての調

広報文書課

を

鳥取県	鳥取県	鳥取県 会
-----	-----	----------

第六号) 第 格の調査審 査 管 財 課	立大学及び 各種学校の 審議並びに 関する事務	第十二条の ついでの調 査 総 務 課	財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例 二条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価 値に関する事務	私立学校審議会	鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号) 規定による公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てに 査審議に関する事務	公文書開示審査
-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	---------	---	---------	---	---------

に改め、同表鳥取県固定資産評価審議会の

項中「地方課」を「市町村振興課」に改め、

鳥取県土地利用審査会	鳥取県国土利用計画地 方審議会	鳥取県交通安全対策会 議	中海地区新産業都市建 設協議会	鳥取県総合開発審議会
------------	--------------------	-----------------	--------------------	------------

<p>鳥取県総合開発審議会条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号）第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務</p>	<p>新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第一百七号）第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>	<p>交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務</p>	<p>国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務</p>
企		交通 策課	

画 課	・ 土地 対
--------	-----------

を

鳥取県総合開発審議会	中海地区新産業都市建設協議会	鳥取県国土利用計画地方審議会	鳥取県土地利用審査会	鳥取県景観審議会	鳥取県交通安全対策会議
鳥取県総合開発審議会条例（昭和一条及び第二条の規定による総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	新産業都市建設促進法（昭和三十一年法律第一百七号）第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の調査審議に関する事務	国土利用計画法（昭和四十九年法律第一百十号）第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	鳥取県景観形成条例（平成五年三月三十一日鳥取県条例第二十二号）第三条の規定による景観形成に関する事項の調査の知事に対する意見の具申に関する事務	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務

<p>二十五年八月鳥取県条例第四十三号) 第 開発計画及び特定地域総合開発計画につ る報告又は勧告に関する事務</p>	<p>企 画 課</p>
<p>七年法律第百十七号) 第十条の規定によ の作成及びその建設の促進に関する重要 律第九十二号) 第三十八条第二項の規定 せられた事項の調査審議並びに国土の利 利用に関し重要な事項の調査審議に関す</p>	<p>地 域 振 興 課</p>
<p>の規定による同法によりその権限に属さ 月鳥取県条例第三号) 第二十条の規定に 審議及び景観形成に関する事項について る事務</p>	<p>全 県 公 園 化 ・ 景 観 形 成 推 進 室</p>
<p>年法律第百十号) 第十六条第二項の規定 の実施の推進、陸上交通の安全に関する 及びその施策の実施の推進並びに陸上交 実施に係る関係行政機関等相互間の連絡</p>	<p>交 通 政 策 課</p>

に改め、鳥取県

員の項を削り、

<p>鳥取県中小企業調停審 議会</p>	<p>中小企業団体の組織に関する法律 定により商工組合等が締結する組 中小企業の事業活動の機会の確保 する法律(昭和五十二年法律第七 業団体の構成員たる中小企業者の 並びに中小企業等協同組合法(昭 より事業協同組合等が締結する団 する事務</p>
<p>鳥取県中小企業振興対 策審議会</p>	<p>鳥取県中小企業振興対策審議会設 置条例第二十七号) 第一条及び第 二条の規定による調査審議及び知事に対 する事務</p>
<p>鳥取県大規模小売店舗 審議会</p>	<p>鳥取県大規模小売店舗審議会条例 第二条の規定による第二種大規模 整に関する重要事項の調査審議に 関する事務</p>
<p>鳥取県観光総合審議会</p>	<p>鳥取県観光総合審議会設置条例(一 二条の規定による景勝地の選定、 伝、観光客接遇方法の改善、土産 の発展に必要な事項に関する基本 する事務</p>

あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整備等地方審議会の項及
び鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師きゆう師及び柔道整備師試験委

<p>(昭和三十一年法律第百八十五号)の規 合協約及び特殊契約に関する重要事項、 のための大企業者の事業活動の調整に関 十四号) 第六条第三項に規定する中小企 経営の安定に及ぼす影響等に関する事項 和二十四年法律第百八十一号)の規定に 体協約に関する重要事項の調査審議に関 置に関する条例(昭和二十八年四月鳥取 二条の規定による中小企業の堅実な振興 する意見の具申に関する事務</p> <p>(昭和五十四年三月鳥取県条例第五号) 小売店舗における小売業の事業活動の調 関する事務</p> <p>昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)第 保存及び開発、観光施設の整備、観光宣 品の振興、文化財の保存その他観光事業 的計画の調査審議及び意見の具申に関す</p>	<p>商工指導課</p> <p>通商観光課</p>
を	
<p>鳥取県中小 策審議会</p> <p>鳥取県中小 議会議</p> <p>鳥取県大規 審議会</p> <p>鳥取県観光</p>	<p>企業振興対 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和二十八年四 県条例第二十七号)第一条及び第二条の規定による中小企業の堅実 についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務</p> <p>中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号) により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事 小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整 る法律(昭和五十二年法律第七十四号)第六条第三項に規定する中 団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する びに中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の規 り事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議 る事務</p> <p>模小売店舗 鳥取県大規模小売店舗審議会条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第 第二条の規定による第二種大規模小売店舗における小売業の事業活 整に関する重要事項の調査審議に関する事務</p> <p>総合審議会 鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六 二条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、 伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観 の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申 る事務</p>

月鳥取 な振興	の規定 項、中 項、中 に 小企業 事項並 定によ に に 動の調 五号)	観光宣 光事業 に に
商工振興課	中小企業課	観光物産課

に改める。

第三十七条第一項の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域	
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡及び日野郡	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

第三十八条第一項の表中「身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司」を「障害福祉係・高齢者福祉係」に改める。

第七十三条第一項の表中「予防係・指導係」を「予防係・健康増進係・地域保健係」に、「監視指導係・獣疫係」を「衛生指導係・生活衛生係」に改め、同条第二項保健予防課の項第四号を次のように改める。

四 精神保健に関すること。

第七十三条第二項保健予防課の項第六号を次のように改める。

六 健康増進対策に関すること。

第七十三条第二項保健予防課の項第十号を第十一号とし、第九号の次

に次の一号を加える。

十 保健婦等の業務指導に関すること。

第七十九条の表鳥取県立厚生病院の項中

検査室

検査室	
総合検診センター	

を

に改

める。

第一百一条中「職業訓練校」を「職業能力開発校」に改める。

第一百二条第一号から第三号までを次のように改める。

一 普通職業訓練の実施に関すること。

二 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項の相談その他の

援助に関すること。

三 職業訓練指導員の派遣に関すること。

第一百二条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「職業訓練その他」を

削り、同条中同号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第一百二十二条第三号中「精液」の下に「及び受精卵等」を加え、同条第

四号中「人工授精」の下に「及び受精卵移植」を加える。

第二百二十三条中「肉用牛科、酪農科、種畜科、検定科及び草地飼料科」

を「肉牛科、繁殖科、酪農草地科、種畜科及び検定科」に改める。

第一百四十二条の三第二号及び第三号を次のように改める。

二 畑地帯総合土地改良事業に関すること。

三 米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域に係る農林
漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。

第一百四十二条の三に次の一号を加える。

四 下蚊屋地区ほ場整備事業に関すること。

第一百四十二条の六各号を次のように改める。

一 東伯地区かんがい排水事業に関すること。

二 倉吉地方農林振興局の管轄区域に係る畑地帯総合土地改良事業に關

すること。

第六十二条の表の鳥取社会保険事務所の項中「国民年金業務課」の下
に「・年金給付課・医療給付課」を加え、同表の倉吉社会保険事務所の項

中「徴収課・業務課」を「業務第一課・業務第二課」に改め、同表の米子

社会保険事務所の項中「国民年金業務課」の下に「・年金給付課」を加え

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百九十六条第二項の
規定による県職員の身分を証明する証票規則の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百九十六条第二項
の規定による県職員の身分を証明する証票規則(昭和二十七年七月鳥取
県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方課」を「市町村振興課」に、「昭和 年 月 日」を
「年 月 日」に改める。

(鳥取県会計規則の一部改正)

3 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一の表中

の利用料金の収
料の提供に伴う
の写しの作成に
金の納付に關す
の提供に伴う
写しの作成に
の納付に關す
利用料金の収

を

総務管財課

広報文書課

鳥取県庁北側有料駐車場の納に關する事務
公文書の開示及び行政資料
当該公文書及び行政資料
要する費用に相当する現
る事務

總務課

管財課

公文書の開示及び行政資料
当該公文書及び行政資料の
要する費用に相当する現金
る事務
鳥取県庁北側有料駐車場の
納に關する事務

に改める。

（鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部改正）

4 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則（昭和四十三年二月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務管財課長、広報文書課長」を「総務課長、管財課長」に、「交通・土地対策課長」を「交通政策課長」に改める。

（職員の職務発明等に関する規則の一部改正）

5 職員の職務発明等に関する規則（昭和五十二年六月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「商工指導課長」を「商工振興課長」に、「果樹野菜試験場長」を「園芸試験場長」に改める。

別表第五号を次のように改める。

五 園芸試験場

（貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正）

6 貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「商工指導課」を「中小企業課」に改める。

（鳥取県公文書開示審査会規則の一部改正）

7 鳥取県公文書開示審査会規則（昭和六十三年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「広報文書課」を「総務課」に改める。

（鳥取県法令審査会規則の一部改正）

8 鳥取県法令審査会規則（平成五年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

- 二 総務課長
- 第三条第二項第五号を次のように改める。
- 五 市町村振興課長

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「・老人福祉司」を削る。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。